

【資料9】民間委託等検討業務に係る実施計画進捗状況調書一覧

項目	取組手法 (方向性)	担当課	事業概要	期待される効果(メリット)	導入に向けた課題・懸案事項	平成29年度前期の実施内容	工程スケジュール			実施内容／検討の方向性		
							H29 協議・ 調整	H30 方針決 定	H31 実施	H29	H30	H31
1.大型バス等運転業 務	包括委託	管財課	①大型バスやマイクロバスの運転業 務を、車両を含めて包括委託する。 ②市長車、議長車の運転業務を委託 する。	①運転業務を一部委託している が、職員もまもなく定年を迎える こと、大型バスも初年度登録から 13年が経過し、走行距離が37 万kmを超え老朽化も著しいこと から、車両も含めた包括委託に より、人員削減と財政負担の縮 減を図る。 ②運転業務を委託することで、 人員削減と財政負担の縮減を 図る。	①宿泊を伴う行程や、計画外に運行す る際の仕様内容を検討する必要がある。 ②突発的な業務や守秘義務等の問題もあ り、慎重に進める必要がある。	大型バスについては新車登 録から13年が経過し、老朽化 が激しく走行距離も37万kmを超 えていることから、運転業務の 委託範囲を拡大するだけでなく、 車両も含めた包括委託を検討す ることとし、早期会議におい て報告した。	協議・ 調整	方針決 定	実施	現在の大型バスのリース 契約を平成31年7月まで2年 間再リースしたことから、平 成30年度までは現在の体 制で一部運転業務を継続す ることとし、先進自治体の事 例を参考に調査・研究を行 う。	平成31年度からの大型バ ス等の包括委託についての 方針を決定し、総合計画に 計上させるなど、予算措置 に向けて準備を進める。	車両も含めた大型バス 等の包括委託を実施す る。
2.庶務業務(給与、 旅費、福利厚生、人 事等)	一部委託	職員活 性課	庶務業務の内、給与計算及び旅費の 例月処理を先行して実施する。	現行のシステムを導入したこと により、各所属の庶務担当者 による取りまとめに要する事務は 軽減されている。なお、新たに 給与計算及び旅費の例月処理 業務を委託した場合には、事務 量の軽減が期待できる。	現行システムの導入により総務事務集中 化が図られている。給与計算及び旅費の 例月処理業務を委託する場合、制度の継 承や委託業者への指導のため複数の担 当職員の配置が必要となることに加え、委 託業者との事務連絡作業の煩雑化の可 能性があり、費用対効果の検証が必要で ある。	給与計算及び旅費の例月処理 について、先行しての導入が適 切であるかを検討する。	検討	検討	方針決 定	給与計算及び旅費の例月 処理について、IT推進課が 30年度に予定しているシス テム更新の影響を踏まえ て、先行して導入すること を検討する。	給与計算及び旅費の例月 処理について、先行して導 入することを検討する。	給与計算及び旅費の例 月処理の先行導入の適 否について決定する。
3.市民課等窓口業 務(総合窓口)	一部委託	国保年 金課	証明書等の交付業務(ルーティンワ ーク)の一部を委託する。	【職員の適正配置】 職員の定員削減・配置転換が 期待される。	庁舎が狭隘で物理的に人員、機材の配 置場所が確保できないことが最大のネック である。最終的な審査決定等の判断行 為には職員が実施する者として、大きな制約 が法律上にある。	新庁舎開庁後における民間委 託の検討。	検討	検討	方針決 定	新庁舎開庁後に民間委託 を開始することが現実的 であり、新庁舎における事務 室等の配置を民間委託開 始に向けて関係各課と協 議、検討を進める。	新庁舎開庁後に民間委託 を開始することが現実的 であり、新庁舎における事務 室等の配置を民間委託開 始に向けて関係各課と協 議、検討を進める。	総合窓口や担当課窓口 における業務の確認や 委託可能業務について の協議、検討を関係各課 と進める。
		市民課				新庁舎建設を考慮し、関係各 課と連携して検討する。	検討	検討	方針決 定	実際に民間委託している先 進地の情報を収集し調査す る。新庁舎建設も念頭にお きながら、具体的な課題を 洗い出し、関係各課とも連 携して検討する。	証明書交付に関して、法律 等と照らし合わせながら民 間委託可能な窓口業務を洗 い出し、現在の業務と比較 し、委託可能なものとそう でないものを具体的に仕分け する。	証明書交付業務のなか で、民間委託できるもの を決定する。
4.出張所窓口業務	一部委託	市民課	証明書等の交付業務(ルーティンワ ーク)の一部を委託する。	職員の定員削減・配置転換が 期待される。	現人員が必要最小限の現状から、委託等 をすることは懐疑的である。また、最終的 な審査決定等の判断行為は職員が実施 する者として、大きな制約が法律上にあ る。	各出張所ごとの実情を調査し、 主張所長評定や窓口担当者会 議の場で出張所からの意見を 広く収集する。	検討	検討	方針決 定	各出張所の現状や、証明書 発行数や職員数等を把握 し、具体的な事務量の調査 をする。	すでに民間委託している先 進地からの情報を収集し、 業務の中から民間委託で きることできないものを具 体的に仕分けする。	国からの情報を考慮し、 民間委託できるものの費 用対効果を調査し、民間 委託を推進する。
5.保健福祉センター 総合窓口業務	包括委託	福祉課、 子育て包 括支援 課、こども 課、地域 包括ケア 推進課、 健康増進 課	保健福祉センター来所者への業務案 内および窓口への電話問い合わせ対 応を委託する	窓口業務を民間に委託すること で、各課職員が担当業務に専 念できるようになり、市民サー ビスの向上につながる。	窓口対応に必要な業務の知識の習得 窓 口対応により知り得た個人情報の保護	保健福祉総合窓口の平成33年 度委託に向けた検討 委託業務内容の検討	検討	検討	協議・ 調整 [H33実 施]	保健福祉総合窓口につい ては、現在の直営型から平 成30年度に民間業務委託 に切り替える計画をしてい たが、新庁舎建設により、 福祉と市民総合窓口を一 体的に検討していく必要が できたことから、実施時期 を延期し平成33年度から の業務委託に変更し検討 する。	平成33年度からの窓口業 務体制、委託内容について 検討。	平成33年度からの窓口 業務体制の検討結果を ふまえ準備を行う。  ※平成33年度実施予定
6.道路等維持管理 業務	一部委託	道路課	現在、現業職員にて実施している道 路等維持管理業務(穴埋め・除草・砕 石敷き等)を一部民間委託とする。	・現業職員数の削減 ・トラックや建設機械等を必要最 小限にできることによる維持管 理費の削減 ・休日、夜間等の緊急時の業務 対応	・補修内容や規模により材料・労務費が変 わることによる、年度途中での予算不足の 可能性	道路等維持管理業務の稼動状 況の把握 (全体業務を穴埋め・除草・砂 利敷き・その他に色分けし、 各々の業務割合を把握する。)	協議・ 調整	実施	継続	従事職員数:6名 30年度1名 31年度1名 計 2名 上記の職員削減を目標に、 どの業務を委託していくの か精査して進めていく。	1名削減 業務委託実施 公用車(ダンプ等)の整理検 討	1名削減 業務委託実施 公用車(ダンプ等)の整理 実施
7.学校用務員事務	一部委託	教育総 務課	小・中学校及び義務教育学校の用務 員事務(樹木の剪定や校庭の除草、 施設や備品の修繕等、学校行事への 対応等)を民間事業者へ委託する。	樹木の剪定や校庭の除草、施 設や備品の修繕等に専門的な 技術による作業が期待できる。 使送や物品の購入等、自動車 を使用する業務が可能。	学校現場では突発的な業務や事故等へ の対応が求められるが、委託者が指揮命 令できないところが最大の課題	先進地事例の内容検討。	検討	検討	方針決 定	定型業務以外の突発的な 業務への対応が可能かどう かなど、先進地事例の調 査・検討。 ・自動車運転について。 ・勤務形態、人数等につ いて。 ・勤務時間について。 ・委託、人材派遣につ いて。	実際に運用を行っている自 治体における問題点の洗い 出し。	学校現場で必要とされる 多岐にわたる業務を可 能とするような、仕様書 の協議・作成。
8.体育施設(弓道 場、武道館等)運営 管理業務	一部委託	生涯ス ポーツ 課	市営弓道場、市立武道館の運営管理 業務を委託する。	無人の施設であり、必要に 応じて職員が出向く程度で運営 可能であることから、効果がほと んど見込めない。	年間通じて定期利用者が大半であり、一 般利用者が少なく民間委託する業務が見 当たらない。	利用状況の再確認を行う。昨 年度までの利用状況に変 化なく、同様の定期利用者 のみ。体育施設には何度 か安全確認を目的として 出向いたのみ。	検討	検討	方針決 定	施設保全の為の管理運 営を行っていく。 今年度、今後の利用予 定者は相変わらず定期利 用者を見込まれるが、引 き続き状況把握に努め る。	現在の状況を考慮すると 委託をする業務が無いのが 現状。今現時点での委託 はマイナス効果となっ てしまうので、現状を打 破すべく業務見直しも 検討。	業務内容を精査し、委託 の可否を判断。

【資料9】民間委託等検討業務に係る実施計画進捗状況調書一覧

項目	取組手法 (方向性)	担当課	事業概要	期待される効果(メリット)	導入に向けた課題・懸案事項	平成29年度前期の実施内容	工程スケジュール			実施内容／検討の方向性		
							H29	H30	H31	H29	H30	H31
9.広報編集業務	一部委託	秘書広報課	広報紙作成時の編集業務(原稿入力業務)の外部委託	紙面の色合い・デザイン等の統一感が、現状以上となることが期待される	・原稿の割振り、文章校正作業やレイアウトの指定等業務は市で実施するため、業務削減幅が小さい。 ・秘書広報課で校正の取りまとめ、委託先で修正作業を行うため校正業務に時間がかかる。 ・原稿締切が現状より10日程早くなり、急な紙面の変更が困難となる。 ・県内他市では一部外注が6市、内2市はソフトを導入して直営とすることを検討中。直営に戻す理由は、業務量の削減幅が少ないこと、業者にレイアウトイメージがうまく伝わらずイメージ通りの紙面にならないこと。今後も課題について効率化の検討が必要。	平成29年6月号の広報紙より特集ページのレイアウトの統一を図っている。文字の大きさや色などを統一して作成することにより、業務効率を上げることが期待される。 民間業者への委託について引き続き検討を行っているが、現段階では委託するメリットをデメリットが上回っている状況である。	検討	協議・調整	実施	まずは、秘書広報課内で広報紙作成のルールを厳格化した(特集ページのレイアウト統一)。民間委託のメリット・デメリットを踏まえ、委託の可否も含めて方法を検討していきたい。	0	0
10.納税相談及び徴収整理業務	一部委託	納税課	市税等電話催告コールセンター(督促状況発布後の電話催告業務)を設置し民間に委託する。	現年課税分収納率の向上及び窓口業務の一部減により徴税吏員が滞納処分に集中できる環境が整備されることにより滞納繰越分収納率向上	委託費用の他、市税等電話催告コールセンターの設置場所の確保及び資機材費用の負担	市税確保対策本部会議にて、現在宇都宮市で実施している民間委託によるコールセンター設置を検討している旨を報告。庁舎内への設置を検討しているため、場所の確保が必要であり、新庁舎建設に合わせて実施時期を変更して検討する旨を併せて報告。また、市税等の催告の他に、税外未収金の催告及び口座振替勧奨も検討する。	検討	検討	協議・調整 [H33実施]	民間委託によるコールセンターを設置している宇都宮市及び直営によるコールセンターを設置している国税庁を視察した。視察の結果、個人情報を取り扱うため、コールセンターの委託職員が検索できる画面を制限する必要がある。システム改修が必要になる。平成32年1月のシステム更新に合わせて、システムを改修する。設置場所についても個人情報を取り扱い、夜間・休日の電話催告や文書催告も実施するため、セキュリティ対策が必要であり、ロブレや中央公民館の活用を概算費用及び設置スケジュールと合わせて検討する。	設置場所を選定する。総合計画実施計画を策定する。資機材等の予算を計上する。	業務委託の予算を計上する。資機材を調達する。設置場所を改修する。システムを改修する。 ※コールセンターの設置場所に応じて、32年度又は33年度の開所を目指す。
11.課税業務	一部委託	市民税課	①課税資料郵便開封、分類②給報・年報の点検、パンチ③市県民税申告書の点検、パンチ④課税資料の他市町村回送⑤5課税資料のスキニング⑥特別徴収異動届入力等	①時間外の縮減 ②安定した処理(複数年契約の場合)	①作業スペース、資器材の確保②職員のスキル維持③年間業務量の差④役割分担と密な協議⑤守秘義務の徹底⑥現時点で費用の効果が見込めない	委託可能な業務分類のため、業務分析課内プロジェクトチームを編成し、検討を開始した。	検討	協議・調整	実施	委託可能な業務分類のため、業務分析課内プロジェクトチームによる検討。	0	0
11.課税業務	一部委託	資産税課	家屋評価事務(家屋調査、家屋図作成、評価計算)を委託する。(土地評価・地番図作成・地目異動調査・航空写真撮影は委託済)	専門知識を活用し、マニュアルの整備や業務手順の見直しを進め、業務スキルの標準化を図ることにより、より公平・適正な課税をすることができる。	①家屋評価事務(家屋図作成、評価計算)に使用している現行システムとの調整が必要となる。 ②家屋評価事務(家屋立入調査)等公権力行使に当たる部分の委託は難しく、人件費の削減には繋がりにくい。	財団法人資産評価システム研究センターでの「固定資産評価事務の民間委託に関する調査研究」等を参考に、上記事務のうち委託可能な業務を調査している状況です。	検討	検討	方針決定	価格決定等の公権力の行使に該当しない民間委託が可能な業務を精査する。併せて先進市等を調査し導入による費用対効果についても検討する。	精査した民間委託が可能な業務について、実施にあたっての方法等を検討する。	検討結果に基づき委託業務を決定する。
12.庁内印刷・郵送・使送業務	包括委託	行政経営課	【印刷業務】内外部資料印刷製本、機器の管理運用、機器に使用する消耗品の調達と管理など 【郵送業務】庁内の郵便收受及び発送、收受郵便の各課仕分けなど 【使送業務】本庁・教育員会・各出張所等各所の受け箱にある書類を配布、広報配布	【印刷業務】財政負担の縮減	【印刷業務】「外部発注」とするか「印刷オペレーター業務委託」とするか、運用やコスト面等を検討する必要がある。 【郵便業務】出張所の使送業務の見直しなどにより、使送から郵送へ変わることも想定される。(その場合、郵送費用などのコスト増を考慮) 【使送業務】出張所の使送業務を含んだ業務委託の検討も必要である。 【その他】印刷業務と郵便業務を包括して委託するため、印刷センターと郵便受箱を一つにするなどを検討する。	庁内印刷、郵送業務の包括委託が可能となるよう、地下1階の印刷センターと3階の郵便受箱を一つにし、4月より地下1階の作業室に統一を図った。	検討	協議・調整	実施	印刷業務 ・外部発注の可能性の検討(納品までの日数が短い印刷数等、課題の抽出) 使送業務 ・使送となる郵便物数の把握(コスト面について検討)	各業務 ・業務の中で委託する部分を決定 ・仕様書作成 ・委託先の検討 ・委託契約の締結	各業務 ・委託後の状況を調査する
13.文書管理業務・文書館業務	包括委託	行政経営課、文書館	文書館(行政文書の評価選別、歴史的公文書の目録作成、行政刊行物の整理、地引絵図や古文書の収集・整理・保存・閲覧、企画展の開催、歴史講座、文書館検索システムの管理、文書館及び分室の管理運営など)文書管理システムの管理(保存期間後の処理や文書館システムとの連携)	サービス水準の向上	【文書館】評価選別など市の判断が必要な業務は、そのまま残る。 ・受付業務は民間委託が可能であるが、文書館だけでは利用者が少なくコスト増になる。(博物館等との複合施設となった場合は、委託可能と思われる) ・現在、館長は行政経営課長と兼務、職員は正職員1名、再任用職員5名であり、民間委託した場合、逆にコスト(人件費)増の可能性がでてくる。	文書館の業務内容を整理し、開館日の見直しを行う。(土日開館から土曜日のみの開館への変更準備)	検討	協議・調整	実施	・博物館との複合施設の可能性の検討 ・委託可能な業務(事務)について調査、検討 ・包括業務の可能性検討	・委託可能な業務の決定 ・コスト面、サービス面について調査、検討 ・実施の可否の検討	

【資料9】民間委託等検討業務に係る実施計画進捗状況調書一覧

項目	取組手法 (方向性)	担当課	事業概要	期待される効果(メリット)	導入に向けた課題・懸案事項	平成29年度前期の実施内容	工程スケジュール			実施内容／検討の方向性		
							H29	H30	H31	H29	H30	H31
14.臨時職員雇用管理業務	包括委託	職員活性化課	小山市で任用している臨時職員の一部を委託(派遣契約)とする。	【サービス水準の向上】派遣業者の蓄積されたノウハウを活用することで求める適性や経験を持った人材の配置が容易となり、サービスの向上が期待できる。【業務改善・業務改革の推進】任用開始までの期間を短縮することができるうえ、保険加入等の事務処理は派遣業者が行うため、業務の効率化が図れる。	【財政負担の増大】フルタイム1人あたり年間86.1万円の増額となる。社会保険料の事業所負担分等、削減できる部分を考慮しても、1人あたりの時給単価が大きく上昇する。【業務改善・業務改革の推進】任用開始までの期間を短縮することができるうえ、保険加入等の事務処理は派遣業者が行うため、業務の効率化が図れる。<<1,038円/時間 → 1,500円以上/時間(H28.6業者より聞き取り)>>	地方公務員法及び地方自治法の一部改正が示され、平成32年4月から「会計年度任用職員」が導入されます。「会計年度任用職員」については、現行の臨時的任用職員及び非常勤職員の大部分が身分移行される見込みですが、任用・勤務条件面において各種手当の支給が必要になるなど大きな変更が予定されています。今後、詳細な運用等について通知があるため、制度改正の動向を見極めた上で検討を行うこととしています。	検討	検討	方針決定	制度改正の動向を注視している状況であるが、すでに期末手当や退職手当等、新たに各種手当の支給が明らかとなっており、必要経費の増加が見込まれる。費用対効果を精査しつつ、直接雇用と一部委託のどちらが適しているのか検討する。	制度改正の動向を注視しつつ、費用対効果を精査し、直接雇用と一部委託のどちらが適しているのか検討する。	制度改正の動向を注視しつつ、費用対効果を精査し、直接雇用と一部委託のどちらにすべきか方針を決定する。
15.研修業務	一部委託	職員研修所	職員研修のうち、小山市単独研修の一部を委託する。(小山地区職員研修協議会主催研修はすでに委託済み)	コスト面、事業の性質(小山市独自の実情、課題に合わせた内容)から効果を見込むことが困難。	コストの増加が見込まれる。一部委託できない業務がある(委託業者が存在しない)。	小山市独自の実情、課題、方針に応じた研修であるため委託先選定は困難であるが、可能な部分があるか検討する。	検討	検討	方針決定	小山地区職員研修協議会に委託済の研修を補完する小山市独自の研修であるため委託業者選定が困難。可能な部分があるか検討する。	小山地区職員研修協議会に委託済の研修を補完する小山市独自の研修を委託できる部分があるか検討する。	小山市独自の研修の一部を委託することの適否を決定する。
16.公用車管理業務	一部委託	管財課	共用車のうち、全体の4割以上が15年を超える車両(19台)であり、買い換えが急務で一時的な負担増が課題となっていることから、リース車両を一部導入し、車検、点検、保険、重量税等の費用を含め委託する。	リース車両導入により、予算の平準化や管理事務の軽減を図り、財政負担の縮減につなげる。	リース車両導入にあたっては、購入とリースの費用負担を比較する必要があるが、車種によって車検回数や車検費用、保険等の金額が異なることから、様々なタイプの車種についてトータルコストを比較する必要がある。	リース車両導入の一部の先進地自治体への聞き取りや、業者からの見積もりを徴取した。	検討	方針決定	実施	リース車両を導入している先進自治体の調査や、リース業者との打合せを行い、調査・研究を行うとともに、中古車両についても見積りを徴収し、トータルコストの比較・検討を行う。	調査・研究の結果を踏まえ、実施の有無を決定し、実施の場合は総合計画への計上を行い、予算措置に向けて準備する。	実施
17.男女共同参画センター業務	包括委託	男女共同参画課	小山市男女共同参画センター及び勤労者福祉会館の施設管理、男女共同参画推進のためのセミナー及び講座の企画運営業務を委託する。	【サービス水準の向上】市民・事業者に対し、より質の高い講演やセミナーの提供が期待できる【財政負担の縮減】職員の時間外勤務削減	委託可能業務の明確化	セミナー・講座等企画運営可能事業者探索	検討	協議・調整	実施	①小山市男女共同参画センター及び勤労者福祉会館の施設管理について→平成33年度本庁舎への移転を踏まえ31年度から32年度まで一括でセンター管理(警備、清掃等)を現状の予算より低価で受託できる事業者を探す。研修室等の貸出業務・退庁時の室内点検は、実働とコストを踏まえ検討する。 ②男女共同参画推進のためのセミナー及び講座の企画運営業務の委託→H29年度で検討したことを踏まえ、委託可能な事業者を選定し、事業を実施し、事業者へ見積りを依頼する。企画内容の優良な事業者の示した価格にてH31に予算計上する。H31の事業者選定は可能な限りプロポーザル方式を採用すること。	①小山市男女共同参画センター及び勤労者福祉会館の施設管理について→H29年度で検討したことを踏まえ、一括管理委託実施。 ②男女共同参画推進のためのセミナー及び講座の企画運営業務の委託→H29年度で検討したことを踏まえ、委託可能な事業者を選定し、事業を実施し、事業者へ見積りを依頼する。企画内容の優良な事業者の示した価格にてH31に予算計上する。H31の事業者選定は可能な限りプロポーザル方式を採用すること。	①小山市男女共同参画センター及び勤労者福祉会館の施設管理について→H31～H32年度一括管理委託実施。 ②男女共同参画推進のためのセミナー及び講座の企画運営業務の委託→プロポーザル方式にて事業者を選定し、事業を実施。ただし、男女共同参画フェアはH31・32年度で債務負担行為にて予算計上し、H32年6月開催とする。
18.子育てひろば企画運営業務	一部委託	こども課	子育てひろば8カ所のうち直営の4カ所(思川、ふれあい道場、つむぎっこ、小山ひがし)について業務委託を検討する。	子育てひろばの企画運営を継続して実施するとともに、必要に応じて増設することにより地域の民間力を活用できる。	子育てひろばの民間委託への移行は、費用の比較、委託先の決定方法、内容の充実及び利用者の拡大が課題である。	・利用者のニーズに合わせたひろばの開催と地域ボランティア団体の活用を検討中	検討	検討	方針決定	直営広場4カ所の人件費と4カ所を委託した委託料を算出すると ●直営時:人件費(臨時保育士2名) 564千円 ●委託後:委託料(4カ所) 230千円×4カ所 920千円 委託してもコスト削減にはならないため検討中である。	多くの方に参加を頂いているので、今後もボランティア団体のスキルアップと内容の充実に心がけていく。	0
19.保育所用務事務・調理業務	包括委託	こども課	公立保育所の用務及び調理業務を民間事業者へ委託する。	職員の削減	調理業務を行う業務主任の退職等に合わせ、調理業務の委託を進める。児童の発達段階や健康状態に応じた食等への配慮など、給食の質が確保できる体制及び業務内容を確保する。	・所長及び業務主任に対し、今後の民営化に対する方針を説明し意見等の聴取。 ・調理業務を行う業務主任の今後の退職者数から委託する保育所数を検討。	検討	協議・調整	実施	・実施に向けた詳細スケジュールを作成 ・所長、業務主任に対する説明 ・庁議付議 ・議会への説明 ・保護者への説明 ・プロポーザル募集仕様書の検討	・プロポーザルによる業者選定に向けた予算確保、債務負担行為の設定、事業者入札 ・引き継ぎ	実施
20.排水機場管理業務(荒川、新荒川、塩沢排水機場)	包括委託	農村整備課	職員が行っている排水機場の管理及び運転操作を土地改良区に委託する	職員の適正配置	運転操作等のノウハウの継続	次年度の委託に向けて業務内容の検討を行う	協議・調整	実施	継続	委託への準備	委託業務実施	委託業務実施

【資料9】民間委託等検討業務に係る実施計画進捗状況調書一覧

項目	取組手法 (方向性)	担当課	事業概要	期待される効果(メリット)	導入に向けた課題・懸案事項	平成29年度前期の実施内容	工程スケジュール			実施内容／検討の方向性			
							H29 方針決 定	H30 現状維 持	H31 現状維 持	H29	H30	H31	
21.おやま本場結城 絨クラフト館 業務	包括委託	工業振 興課	「本場結城絨」の情報発信施設として、製作工程の説明、糸つむぎ、地機織りの体験指導、着心地体験の着付け、その他結城絨・着物全般に関する質問対応、販売商品の説明等の業務を委託する。	分散されている業務が一元化し、効率的な人員の配置により経費削減が図られる。	本場結城絨、接客に関する一定の知識及び実技の修得。	おやま本場結城絨クラフト館は、館内案内を桑絹商工会が受け持ち、館内の案内を除く施設管理運営を小山市観光協会に委託しております。現在研修中である絨織士は、4年間の研修が今年度末までの予定となっております。研修終了にあたり、また、新規採用予定の絨織士も含めた絨織士の今後の勤務形態について、検討する必要があることから、工程スケジュールを見直したものです。	方針決 定	現状維 持	現状維 持	委託内容を見直し等行ったが、民間委託等推進プロジェクト評定の結果を鑑み、現状維持という方針を決定した。	0	0	
22.下水道事業包括 業務	包括委託	下水道 課	平成29年度から、水処理センター維持管理業務委託範囲を拡大し、市が別途発注していた電気保安業務や緑地管理業務などを追加する。	・維持管理委託業務範囲を拡大する事による人件費の削減 ・民間ノウハウの活用による業務の効率化、迅速化による委託費用の削減	水処理センター維持管理業務に委託可能な業務を全て追加することによる、職員における維持管理ノウハウの継承	水処理センター維持管理業務委託範囲を拡大し、平成29年度～31年度の長期継続契約を締結。現在、業務委託を履行中。	実施	継続	継続	市が別途発注していた電気保安業務、緑地管理業務、施設清掃業務、ボイラ一点検整備業務、重油タンク点検業務、薬品等調達業務、消防設備保守点検業務、小額の修繕業務を維持管理業務委託に追加。	現在の仕様書発注から、自由度を持たせた性能発注への移行を検討。民間ノウハウの活用による業務の効率化、迅速化や、さらなる委託費軽減が可能か検証する。	平成29年度～31年度の長期継続契約最終年度。性能発注導入準備。	
23.上水道事業包括 業務	包括委託	水道課	これまで個別に業務委託していた浄水場運転管理業務と料金関係業務に、新たに給水装置関係業務、物品調達業務を加え、包括業務委託とする。	・事務の効率化による事業運営のための新たな業務への着手 ・民間事業者による安定した技術力の確保 ・人件費の削減	・市職員の知識や技術の継承	平成29年2月から移行準備期間を経て、4月1日より新規受託事業者が、委託事業を履行開始。(委託期間 平成29年度～33年度の5カ年) 不慣れなところは、職員が指導し業務を遂行。	実施	継続	継続	・受託事業者が滞りなく業務を遂行しているかを確認する ・委託業務のモニタリングを行う	・委託業務のモニタリングを行う ・業務委託の課題の抽出 ・課題について対応策等の検討	・委託業務のモニタリングを行う ・業務委託の課題の抽出 ・課題について対応策等の検討 ・業務委託の範囲を検証	
24.会計管理業務	一部委託	出納室	会計業務における ①請求伝票を審査する前の点検、②支払証拠書類の整理編纂、③口座振替払いの伝送作業を委託する。	1)職員による単純作業が軽減される。	1)一日で完結しなければならない業務が多々あり、担当を超えた職員間の柔軟な対応が必要とされている。委託となると細かい指示が不可能になることから、その日の業務量に応じた分担調整ができなくなる。 2)万一、終了できない場合、債権者や指定金融機関、更には公金管理に多大な支障をきたす。 3)先進地は都市部であるため競合業者が多くあるが、小山市での請負い可能業者について調査が必要。	既実施自治体(足立区)から、聞き取り調査を実施	検討	検討	方針決 定	○既実施自治体へ調査を実施(電子メール or 郵送による調査) ○調査回答内容の分析 ○小山市の業務内容との検討(民間委託可能業務の選別)	○請負業者への受託意向調査 ○受託意向調査の回答により、民間委託及び人材派遣、臨時職員の活用も視野に検討	0	0
25.選挙事務	包括委託	選挙管 理委員 会	期日前投票事務、投票事務及び開票事務の委託。投開票所の準備・撤収業務を委託する。	選挙事務に従事する職員の縮小による人件費削減	個人情報保護の対策、サービスの質の確保、サービスの安定性	特に実施していない	検討	協議・ 調整	実施	人材派遣会社等に委託することが適切か否かを含め、委託の実現可能性を検討する。	具体的な選挙日程を想定して、委託人数や委託範囲等を調整する。	平成31年4月の統一地方選挙及び7月の参議院議員通常選挙において、投開票事務や準備・撤収業務の委託を実現する。	
26.県南体育館受付 業務	一部委託	生涯ス ポーツ 課	県南体育館受付業務の土曜日、日曜日、祝日の終日勤務をすべて民間委託する。	民間委託を追加することにより職員減員及び人件費削減が図れる。	大会運営等に係る窓口業務及び事故、トラブル等の対応については、最低1名の職員が必要不可欠であるため調整が必要である。	既に受付業務の一部は業務委託を行っているが、状況としては今年度と昨年度では変える事無く、業務を遂行してきた。	検討	協議・ 調整	実施	今後は休日体育館使用状況をみて、職員二人の内、一人を午前だけの勤務体制で業務を民間委託に近い状況を作りながら、状況把握に努める。	現在、業務委託を担っている業者と問題点の確認、職員一人か全てを委託か等も含めて協議を行う。協議の際、適正な体育館受付業務を行えるよう検討する。	栃木県からの指定管理業務委託更新となるので、それに併せて前年度を踏まえた上でのスムーズな管理業務を実施。	
27.各種イベント企画 運営業務	民営化	文化振 興課	実行委員会形式で実施している「ハンドベルフェスタ in OYAMA」のさらなる官民協働の推進を図る。	市民が主体となってイベントが企画・運営されることにより、小山市のブランドであるハンドベル音楽の普及が推進され、地域における文化活動の活性化を図ることができる。これまで職員が行っていた事務の一部を実行委員会に任せることで、業務手順の見直しを進め、効率的に業務運営を行い、また職員を適正に配置することができる。	さらなる官民協働のためには市民の理解と協力が不可欠であるため、協議を重ね調整していく必要がある。また、市民団体の組織力を強化し人材を育成する必要があり、時間を要する。	市民ハンドベルチーム代表者等による実行委員会形式で開催している「ハンドベルフェスタ in OYAMA」について、昨年まで開催していた実行委員会の回数(4回)より1回削減し、3回の実施とすることで人件費の削減を行っている。	検討	協議・ 調整	実施	実行委員会の開催回数を1回減らし、職員の業務にかかる時間及び人件費を削減した。また、官民協働のさらなる推進を図るため、イベント開催までの流れを簡素化し、市民が主体となることができる事務を選別する。	市民との協議を重ね、事業の流れの簡素化、市民が主体となって行う事務の問題点とその対応を検討し、官民協働のさらなる推進に向けて調整を行う。	事務の一部を市民が主体となって実施し、官民協働の推進と、地域の人材育成を図る。また、市民のネットワークを生かした組織作りを行い、組織力の向上を図る。	

【資料9】民間委託等検討業務に係る実施計画進捗状況調書一覧

項目	取組手法 (方向性)	担当課	事業概要	期待される効果(メリット)	導入に向けた課題・懸案事項	平成29年度前期の実施内容	工程スケジュール			実施内容／検討の方向性		
							H29	H30	H31	H29	H30	H31
27.各種イベント企画 運営業務	民営化	商業観 光課	実行委員会形式で実施しているイ ベントについて、官民協働のさらなる推 進や民営化を図る。	市民や民間主導によるイベント の企画・運営が実施されること により、団体や構成される人員 の一体感が醸成され、まち(地 域)の活気と経済の活性化が期 待できる。 これまで職員が割かれていた事 務処理や現場作業等の時間及 び人件費が大幅に削減され、行 政本来の政策業務に専念でき るなど業務改善を推進すること ができる。 今後、委託可能なイベントを引 き続き検討し、団体等と協議し ながら順次実施していく。 (委託先:例)小山市観光協会、 小山商工会議所・青年部ほか 市民団体	イベント企画・会議・現場・当日運営等の 委託費調査 外注コストの増加が見込まれる。 民営化するには、団体等の理解促進や組 織強化、人材育成のための時間を要す る。 市民団体に対して強く要請・指導する事が 難しい。	各種イベントにおいては、民間が 主メンバーとなる実行委員会では あるが、事務局が市職員であるた め、基本的に従来と変わらない。 平成29年度は、商工会議所青年 部40周年記念事業として、青年部 が主体となった「M1(街丸)プロ ジェクト」を立ち上げ、昨年実施さ れなかった「小山西口まつり」を包 括する形で記念事業を実施予定し ている。市は、意見・アドバイス等 を求められる立場として、必要に応 じて会議に同席した。	検討	協議・ 調整	実施	各種事業及び新規事業に ついて、小山市観光協会等 との共催もしくは移譲を検 討予定。	特に観光に属する市主催事 業の「事務局」を小山市観 光協会に担えるよう、人員 体制等の協議実施。	小規模イベントの事務局 移譲及び複数イベントの 同時開催。
28.市立保育所(城 東保育所等)	民営化	こども課	公立保育所整備計画の推進を踏ま え、市立保育所の施設やサービスの 運営管理を民営化する。 H29:(仮称)城東保育園の整備。H30:4 月1日開園(民営化)。H31以降:城東保 育所以外について、民営化を検討。	・事業コストの節減を図り、節減 した費用を新たな保育ニーズに 対応した事業に充てていく。 ・民営化によって、民間事業者 の持つ機動性や柔軟性を活か すことで、新しい時代の子ども 子育て支援対策の充実を図る。	待機児童(保留児童)動向に添った民営化 を進めるとともに、民営化となる保育所の 保護者や地元の理解を得ることが必要で ある。	・スムーズに民間に移行できる よう保護者の開催やお便り の配布などで新園舎建設ス ケジュールや平成30年度入園に 向けてのスケジュールを説明 するとともに保護者の不安を払 拭するためアンケートを実施し た。	協議・ 調整	実施	継続	・新園舎建設に関し法人に 対するスケジュール管理 ・保護者、法人、市による三 者会議の開催により、平成 30年4月からの円滑な民営 化を図る	・(仮称)城東保育園開園 ・若木保育所民営化協議調 整	・若木保育所民営化協議 調整
29.小山市ふれあい 健康センター	民営化	地域包 括ケア 推進課	指定管理制度を導入している「小山 市ふれあい健康センター」の施設や サービスの運営管理を民営化する。 ※現在の指定管理者の指定期間が 平成32年度までのため、33年度に民 営化を予定。	・指定管理料の削減・住民 サービスの向上(民間に譲渡、 大規模改修を行い新たな施設 となった場合)	・老朽化による施設の大規模改修が必要 ・採算性が悪い(老人福祉センターは法律 上、利用料から収益を得ることができな い)・周辺自治会(外城地域環境整備協 議会)との協議(周辺環境の整備や、地元 自治会で専用利用の団体室について)・ 利用料金の高騰が懸念 ・指定管理者との協定期間(H28.4.1~ H33.3.31)	・「老人福祉法」「老人福祉法施 行規則」「老人福祉法による老 人福祉センターの設置及び運 営について(昭和52年厚生省 通達)」等について内容を確認 (運営主体、利用料、事業内容 等)。また、県内他市の老人福 祉センターの状況(所在地、運 営主体、サービス内容、料金) について、情報収集を行った。 ・建設時の費用は、市債を起債 して充てたことを確認した。 ・浴室天井改修工事(7~9月) や脱衣場空調修繕のための手 続及び、浴室天井改修に伴う 一部(浴室)休業期間中の、指 定管理料変更のための手続を 行った。	検討	検討	協議・ 調整 [H33実 施]	①指定管理者と協力しなが ら施設の修繕・管理を行い、 利用者数増加のための方 策を検討・実施する。 ②老人福祉センターを廃止 または民間に譲渡した他自 治体の例について、情報収 集と研究を行う。 ③大規模な改修が必要な 箇所について把握・方針を 検討する。 ④関係法令や、民営化した 場合の問題点について把 握・検討する。	左記①~④に同じ	①指定管理者と協力しな がら施設の修繕・管理を 行い、利用者数増加のた めの方策を検討・実施す る。 ②民間譲渡について、公 募方法や内容、スケ ジュール等について検 討・高齢者保健福祉事業 運営推進協議会等に諮 る。関係団体(者)、周辺 自治会(外城地域)等と の協議や説明等を行う。
30.小山運動公園等 の有料運動施設(テ ニスコート、野球場 等)	指定管理 者制度	水と緑 の推進 課 生涯ス ポーツ 課	小山運動公園等(小山総合公園、小 山運動公園、あけぼの公園、原之内 公園、思川緑地公園)の有料運動施 設(テニスコート、野球場等)の管理運 営に指定管理者制度を導入する。	現在の民間委託から指定管理 者へ移行するということで、人件 費等経費の削減はあまり見込 めないが、積極的な自主事業に より、利用者数の増加、利用者 満足度の向上が期待される。	市内で運動施設の運営管理に精通した優 良なノウハウを持った事業者を選定するこ とができるか十分検討する必要がある。	水と緑の推進課と生涯ス ポーツ課で指定管理制度の導入に ついて、調整しながら進めるこ との共通認識を持った。	検討	協議・ 調整	実施	水と緑の推進課と生涯ス ポーツ課で協力し、指定管 理制度を導入する区域と業 務の範囲を検討、調整し、 制度導入に当たって必要な 項目を精査する。 年度未までに、制度募集に 必要な仕様書の雛形を作成 する。	4月 選定方法の決定 7月 団体の募集 10月 指定管理者選定委員 会 12月 議会の議決 1月 指定管理者の指定 2月 指定管理者と協定内 容について協議 3月 協定書の締結	検討の結果を踏まえ実 施する。
31.公民館	指定管理 者制度	生涯学 習課	公民館事業(講座、社会教育団体)等 の社会教育業務について、民間事業 者への委託または指定管理者制度 の導入を行う。	【財政負担の縮減】運営コストの 縮減を期待している。 関係住民で組織する団体に管 理を委ねれば、地域主導で運 営が出来る。	出張所業務等との兼務のため、施設全体 の指定管理には、市全体の方針や地元説 明に時間が必要である。 教育委員会の方針が伝わりにくい。市と地 元住民の関係が希薄となる。	間々田及び桑市民交流セン ターへの導入に向け、市民生 活課、各公民館と調整を開始し た。現在、他市町の状況を調 べ、指定管理の可否及び業務 の選別をしている。	協議・ 調整	方針決 定	実施	・指定管理業務の選別 ・市民交流センターに合わ せた条例の検討	間々田、桑公民館を市民交 流センターに移行するにあ たり、公民館業務の指定管 理者制度導入に向け、利用 者団体への説明、募集要項 の作成等を行う。	間々田、桑市民交流セン ターの公民館業務を、指 定管理者に委ねる。

【資料9】民間委託等検討業務に係る実施計画進捗状況調書一覧

項目	取組手法 (方向性)	担当課	事業概要	期待される効果(メリット)	導入に向けた課題・懸案事項	平成29年度前期の実施内容	工程スケジュール			実施内容／検討の方向性		
							H29	H30	H31	H29	H30	H31
32.市立博物館	指定管理者制度	博物館	市立博物館の管理運営業務に指定管理者制度を導入する。資料の収集・保管、展示、歴史・文化の調査、教育普及活動、史跡乙女かわらの里公園の管理等。施設の数地5,737㎡、延床面積1,907㎡(RC2階)、史跡公園の面積6,125㎡。	業務改革の推進による人件費及び事業費の縮減。	全小中学校対象の学習メニューをはじめとした多様な教育普及活動、適切な収蔵資料の管理・活用、地域に密着した調査や展示会等を、より低コストで同等以上の水準で実現できるか。	県内外の公立博物館の民間委託の状況について、情報を収集する。	検討	検討	方針決定	県内外の公立博物館の民間委託の状況について、継続して情報を収集する。	収集した情報に基づき、民間委託を導入した場合のメリット・デメリットを検討する。	民間委託した方が効果的であると判断される業務について、実施の方針を検討する。
33.車屋美術館	指定管理者制度	車屋美術館	車屋美術館の管理運営業務に指定管理者制度を導入する。小山市ゆかりの美術等展覧会の開催、小山市文化財展示施設小川家住宅の公開、小山市ゆかりの美術に関する調査研究、小山市所蔵の美術品に関する調査研究、教育普及活動、市民ギャラリーとしての活用、教育機関や市民ボランティアと連携した人材育成 ○敷地面積2,695.58㎡、美術展示室198.74㎡、肥料蔵30㎡、主屋195.33㎡、土蔵41.4㎡、表門間口1.19m、駐車場560㎡、管理棟建築面積78.50㎡	組織の集約化、人員の適正配置、職員定数の見直しによる財政負担の縮減	専門性を持った人材の確保と育成、学芸業務および企画展事業の水準確保、教育機関との連携など多様な教育普及活動、収益を期待できない小山ゆかりの企画展や調査の廃止、土地所有者との信頼関係と賃貸借契約の継続	指定管理者制度導入の可能性を検討するために、指定管理者制度を経験し直営に戻った栃木県内の市立美術館に聞き取り調査を実施。	検討	検討	方針決定	制度導入によるメリットとデメリットを調査し検討し、課題を再確認する。	制度導入による具体的課題について、他館の例を参考に検討する。併せて組織の集約化について検討。	併せて組織の集約化について検討。
34.図書館	指定管理者制度	中央図書館	既に一部業務委託を実施している中央図書館・小山分館・間々田分館・桑分館・移動図書館・配本所業務について、指定管理者制度の導入に関する検討を継続して行う。	・職員の適正配置による人件費削減 ・民間事業者の運営による業務運営コストの縮減 ・業務運営の効率化、標準化、合理化	指定管理者制度のもとで、公立図書館に求められる下記の要件を満たすことが可能かどうかを検討する。 ・継続的で安定した図書館運営 ・すべての住民への公平で基本的なサービスの保障 ・長期的な視野に立った一貫した資料の選書・保存・除籍 ・経験を積んだ司書の長期的な育成・確保 ・他機関や学校、地域との緊密な連携 ・小山市ならではの特色を生かしたサービス(ビジネス支援・農業支援・子育て支援等)の展開 ・高度化・多様化する住民要望や苦情等への対応 ・個人情報の保護	平成29年4月1日より3年契約で中央図書館中央サービスデスク業務・2階サービスデスク業務、小山分館・間々田分館・桑分館業務、館外奉仕業務をシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社に業務委託。 業務委託および指定管理者制度導入に関する他自治体の事例調査及び研究。	検討	検討	方針決定	一部業務委託の実施 業務委託および指定管理者制度導入に関する他自治体の事例調査及び研究	一部業務委託の実施 業務委託および指定管理者制度導入に関する研究	一部業務委託の実施 業務委託および指定管理者制度導入に関する研究・方針決定 平成32年度以降の契約準備
35.市民交流センター(間々田・桑・大谷)	指定管理者制度	市民生活課	行政の出張所機能、並びに社会教育・生涯学習の拠点機能を併せ持った複合施設の管理運営業務に指定管理者制度を導入する。	人件費の削減、また民間のノウハウを生かした効率的な施設管理運営。	間々田・桑は、「小山市間々田(桑)市民交流センターの設置及び管理に関する条例」「同条例施行規則」により市民交流センターとして、「小山市出張所設置条例」により出張所として、「小山市公民館条例」により公民館として位置づけられて業務を実施している。 間々田・桑に指定管理者制度を導入するにあたり、既に指定管理者制度を導入している小山城南を含め、3施設の利用に関して「市民交流センター管理条例」に一本化を図り、更に「施設利用料見直し」についても調整が必要になる。 大谷については、施設整備当初より、新条例に基づく施設の管理運営を行う予定。	指定管理者に委託する出張所・公民館業務の検討及び地域の代表の方々に来年度以降の市民交流センター管理委託についての説明会を実施。 条例改正の検討。(12月議会で条例改正)	協議・調整	方針決定	実施	●指定管理者制度導入に向けた研究及び協議	●条例改正及び指定管理者の選定	●指定管理者制度の導入
36.市営住宅	指定管理者制度	建築課	直営で行っている19団地の市営住宅維持管理業務に指定管理者制度を導入する。	・経費削減 指定管理者に移行することにより職員の減員が可能となり、下記の経費削減が見込まれる。 ・専門知識の活用 集合住宅の管理実績を有する団体等による、経験や専門知識を活用した管理が見込まれる。 ・業務改善の推進 指定管理者となった団体の経営努力により、更なるサービスの向上が見込まれる。	・サービスの質の確保 ・委託可能業務の明確化 ・入居者からの要望やトラブルへの対応	・指定管理者導入先進地調査 ・小山市営住宅条例の改正準備作業 ・指定管理者募集要項・仕様書作成作業	協議・調整	実施	継続	・市営住宅条例改正案上程 ・公募 ・選定委員会 ・指定についての議案上程 ・協定書締結	・指定管理制度実施	・指定管理制度実施
37.渡良瀬体験交流施設	指定管理者制度	農政課	渡良瀬遊水地関連振興5ヶ年計画に定めた基本構想に基づき、遊水地の観光地化を図るため、多くの来訪者の受皿となる施設(研修施設、加工施設、農村食堂、直売所)の運営 指定管理者制度の他、業務委託やPFI方式など、運営内容に合う方法を検討中。	サービス水準の向上	サービス水準の向上	・渡良瀬体験交流施設の基本計画策定段階のため、施設の建設、運営等については先進事例などの情報収集。 ・地元住民への説明会を実施(内容説明、意見聴取等)	検討	検討	協議・調整 [H32実施]	・先進事例などの情報収集 ・地元住民へ説明・意見聴取	・地元住民へ説明・意見聴取	・地元住民との協議 ・運営に関する協議会設置 ※平成32年度実施予定

【資料9】民間委託等検討業務に係る実施計画進捗状況調書一覧

項目	取組手法 (方向性)	担当課	事業概要	期待される効果(メリット)	導入に向けた課題・懸案事項	平成29年度前期の実施内容	工程スケジュール			実施内容／検討の方向性		
							H29	H30	H31	H29	H30	H31
38.こどもの国建設 整備	PFI方式	総合政 策課	小山広域保健衛生組合の「第Ⅰ期エネルギー回収推進施設」からの余熱エネルギーを活用した「全天候型レジャープール」の整備を計画している。レジャープールと市立体育館の2施設を一体で整備・運営した場合の可能性調査を、平成28年度に実施している。PFIの事業方式は、両施設とも市街化調整区域の開発となることからBTO方式として検討を行ってきた。(予定:平成29・30年度 PFIアドバイザー業務委託 体育館:平成31～32年度 建設予定 プール:平成31～32年度 建設予定)平成29年度あらためて整備について検討を行い、レジャープールについては、安定した稼働が見込まれる、第Ⅱ期エネルギー回収施設稼働後の整備を行い、市立体育館については、当初の予定どおり、平成33年プレ国体、平成34年国体での供用するためのPFI事業による整備を行う。	財政負担の平準化・縮減、サービス水準の向上	エネルギー回収推進施設のⅡ期工事が遅れる可能性がある。またレジャープールについては、建設予定地の地権者・地元自治会等との協議が必要	整備方針決定に向けた調整	協議・調整	協議・調整	協議・調整 [H35実施]	「第Ⅰ期エネルギー回収推進施設」は、メンテナンス等により年間100日もの稼働停止期間があることから、安定したレジャープールの稼働にはボイラー施設が不可欠となり、事業費の増加が見込まれる。第Ⅱ期エネルギー回収施設稼働後であれば停止期間が分散され安定した稼働が見込まれることから第Ⅱ期の稼働にあわせて建設を行う。	建設予定地の地元自治会・地権者との協議を行う。	建設予定地の地元自治会・地権者との協議を行い、用地取得を行う。  ※平成35年度実施予定
39.市立体育館建設 整備	PFI方式	生涯ス ポーツ 課	市民ひとり1スポーツの定着を目指し、市民誰もが生きがいや健康づくりなどで気軽にスポーツが楽しめる施設として、民間活力を導入し、市立体育館の建設を進める事業。	こどもの国レジャープールと市立体育館を一体事業として、民間活力を導入することで、従来方式と比べ、一時的に膨大な費用負担を緩和することが可能となる。	平成34年度開催の国体会場にむけて、こどもの国レジャープールと市立体育館の一体事業の場合における構築スケジュールに不安が残る。	市立体育館は、こどもの国レジャープールと一体事業として、PFIにより事業を推進する方向なので、方針が決定次第、土地利用の事前協議の変更手続き及び森林法に基づく林地開発の協議を進めていきたい。	方針決定	実施	継続	市立体育館は、こどもの国レジャープールと一体事業として、PFIにより事業を推進する方向なので、方針が決定次第、土地利用の事前協議の変更手続き及び森林法に基づく林地開発の協議を進めていく。	同左	同左
40.寺野東遺跡資料 館	官民協働	文化振 興課	「寺野東遺跡」の内容を展示・紹介する施設の維持管理業務を民間団体との協働により行う。	歴史に特化した民間団体との協働により、施設来訪者へより質の高い解説を安定して行うことができる。	発掘調査や出土遺物の取り扱いについて、学問的な知識が必要であり、養成するのに時間と専門的な指導が必要である。	通常業務	検討	検討	方針決定	史跡資料館としての解説業務の在り方について検討する(ボランティア養成、シルバー人材センターへの委託業務内容拡大等)	解説業務に加えて、園内保守・整備業務の在り方について検討する	解説業務及び園内保守・整備業務のバランスを考え、資料館全体の運営について決定し、養成講座等の準備を行う。
41.琵琶塚古墳・摩 利史天塚古墳・拠点 施設	官民協働	生涯学 習課	拠点施設及び史跡地内の維持・管理・運営、ボランティアによるガイドを民間団体との協働により行う。	【地域経済の活性化】施設及び史跡の効果的な管理・運営及び住民参加による地域の活性化	「琵琶塚古墳・摩利史天塚古墳」は国史跡のため、文化庁指導のもとで市主体による発掘・整理業務が求められることから、両古墳の整備完了(平成35年度予定)までは市が直接管理する必要がある。	平成30年春の開館に向け、展示工事・外構工事に着手した(7月19日 入札予定)また、具体的な運営方法の検討として、入館料の設定手続きを開始した(5月16日 使用料手数料等審査委員会付議)	検討	検討	方針決定	展示工事・外構工事の実施発掘・整理作業と施設の管理運営の両立に係る検討	施設開館発掘・整理作業と施設の管理運営の両立の試行	平成30年度の運営状況を踏まえ、今後の方針・スケジュールを決定
42.市立集会所	官民協働	生涯学 習課	自治会公民館への移管(建物のみ無償譲渡)を進めていく。	【財政負担の縮減】これまで市が負担していた集会所維持管理費、修繕費等が削減できる。	「地元すでに公民館がある。」「高齢化や戸数の減少で移管されても維持できない。」等の理由で移管に踏み切れない自治会もある。今後も丁寧な説明を重ねることで理解を得たい。	4月1日付けで、間々田6丁目集会所が地元自治会公民館として無償譲渡された。	実施	協議・調整	協議・調整	今秋、屋根修繕等を行う予定の東出井集会所の公民館への移管に向けて、地元自治会の了承を得るとともに、手続き等の具体的な説明を行う。また、すでに無償貸与している3つの旧集会所を含めた他の集会所についても地元自治会へ移管に関する説明を継続して行う。	集会所の公民館への移管(無償譲渡)について、地元自治会への説明を継続して行っていく。	集会所の公民館への移管(無償譲渡)について、地元自治会への説明を継続して行っていく。